

回 答

団体名（ 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会 ）

（要望項目）

1. 障害者に対応できる看護師不足の解消をお願いします。

昨年、障害者（特に医療的ケアの必要とする障害者）に対応できる看護師不足について、様々な取り組みを行っているとの回答をいただきましたが「医療的ケア対応加算」が算定されている事業所はほんの一部でした。また、ショートステイ施設の内訳も重症心身障害者（医療的ケアを含む）が利用できる施設は全体から見てかなり少なく、必要とする障害者には到底足りていません。そして、看護師復職のための実技講習会や相談会など積極的に開催して下さってはいますが、どれも復職先は不明で障害者に対応できる看護師不足の解消のための取り組みになっているようには思えません。障害者に対応できる看護師不足の解消を進めるにはこれらのデータをもとに、さらに具体的な支援や交流の場を設けることが重要ではないでしょうか。

障害者に対応できる看護師不足については、重症心身障害者（医療的ケアを含む）が地域で生きていくためには全ての支援・サービスに必要とする最も重要な課題です。迅速に問題解決を行ってください。

（回答）※下線部について回答

- 福祉部では、令和元年度より、医療的ケア児の特徴や、支援の根底にある考え方、多職種で支える意識等を学んでいただくことを目的とした「医療的ケア児等コーディネーター等養成研修」を国のカリキュラムに基づき実施しております。
- この研修の対象者には、保健師や訪問看護師等も含まれており、引き続き、障がい児者の医療的ケアを理解した人材を育成してまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

回 答

団体名（ 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会 ）

（要望項目）

1. 障害者に対応できる看護師不足の解消をお願いします。

昨年、障害者（特に医療的ケアの必要とする障害者）に対応できる看護師不足について、様々な取り組みを行っているとの回答をいただきましたが「医療的ケア対応加算」が算定されている事業所はほんの一部でした。また、ショートステイ施設の内訳も重症心身障害者（医療的ケアを含む）が利用できる施設は全体から見てかなり少なく、必要とする障害者には到底足りていません。そして、看護師復職のための実技講習会や相談会など積極的に開催して下さってはいますが、どれも復職先は不明で障害者に対応できる看護師不足の解消のための取り組みになっているようには思えません。障害者に対応できる看護師不足の解消を進めるにはこれらのデータをもとに、さらに具体的な支援や交流の場を設けることが重要ではないでしょうか。

障害者に対応できる看護師不足については、重症心身障害者（医療的ケアを含む）が地域で生きていくためには全ての支援・サービスに必要とする最も重要な課題です。迅速に問題解決を行ってください。

（回答）※下線部について回答

- 大阪府では、看護職員の確保については、看護師等の人材確保の促進に関する法律に基づき、「養成・資質向上」「定着促進・離職防止」「再就業支援」を柱とした取組を進めております。
- 養成・資質向上については、障がい福祉サービスを提供する施設を含んだ療養の場の多様化に対応できるように、令和4年度より看護基礎教育における新カリキュラムが導入され、地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向け、看護師養成課程における実習内容等が充実されたところであり、府としても新カリキュラムでの教育が進むよう指導を行っております。
- また、看護師等の資格を持ちながら就業していない潜在看護師等に対する再就業支援に向けた取組として、大阪府看護協会に委託し、ナースセンターによる無料職業紹介や就職相談会、経管栄養・痰の吸引などの医療的ケアに関する実技演習を含めた講習会「復職応援セミナー」を実施しております。
- この復職応援セミナーの令和7年度の実績としては、医療的ケアに関する実技演習の受講者延べ 60 名に対して 34 名が再就業しており、復職先とし

ては、病院や診療所以外にも介護施設、訪問看護や保育所・学校看護師も含まれております。

- 今後とも、看護職員の総量確保に向けて、大阪府看護協会と連携しながら、3つの柱を軸に取り組を進めるとともに、障がい児者の医療的ケアを理解し、対応できる看護職員の育成に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

健康医療部 保健医療室 医療・感染症対策課

回 答

団体名（ 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会 ）

（要望項目）

2. 医療的ケアが必要な児童から成人まで、全ての障害児者に対応できる入所施設をつくってください。

医療的ケアの必要な児童には「医療型障害児入所施設（重心施設）」がありますが、医療的ケアの必要な成人にはこのような施設はありません。障害のある成人への対応として、「療養介護」への入院を最近よく聞きますが、本人や家族が望むサービスを受けることができるのでしょうか。

「医療型障害児入所施設」と「療養介護」の大きな違いは「療養介護」は施設ではなく病院で行われるという点です。「医療型障害児入所施設」は子ども達が集団で生活する施設ですが、「療養介護」では、同じような仲間とのコミュニティや障害特性に応じた活動が期待できないように感じます。「療養介護」について、私たち障害者の親が安心、納得して預けることができる説明をお願いいたします。また、国が入所施設をつくらないなら、大阪府で何か策を講じて下さい。

（回答）

○ 療養介護は、病院等において医療的ケアとあわせて日常生活上の支援、機能訓練、創作活動やレクリエーションなどを提供する障害福祉サービスです。利用者の障がい特性や心身の状態に応じて支援が行われており、単に医療を受けるための入院にとどまらず、生活の質の維持・向上や社会とのつながりを意識した支援が実施されています。

○ また、成人期の支援については、本人の意向を踏まえた生活の実現のため、療養介護に加え、医療型短期入所、共同生活援助（グループホーム）、生活介護など、本人の状況や希望に応じて複数のサービスを組み合わせながら地域生活を継続できるよう支援体制の整備を進めています。

○ なお、成人期の重度障がい者の生活基盤の在り方や、本人・家族が安心して利用できるサービスの確保については、制度を所管する国に対しても、現場の実情や利用者・家族の声を踏まえながら必要な要望を行ってまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（ 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会 ）

（要望項目）

3. ショートステイを整備してください。

医療的ケアの必要な障害者が利用できるショートステイ事業所は増えてはいますが、まだ足りず利用が集中、長期化し新規に利用することができません。またショートステイ事業所は地域格差が大きく北摂地域には他の地域に比べても少ないのが現状です。

昨年いただいた回答で医療型ショートステイができる医療機関を年内中にホームページにて公表されるとのことでしたが見当たりません。どうなっているのですか。

介護老人施設への働きかけも進んでいるのでしょうか。毎年同じお願いをしていますが親の思いはなかなか伝わらず進歩がありません。障害のある人たちにとって、ショートステイは、自立、親なき後の準備のためには必要不可欠な支援です。

また、グループホームが整備されていない重症心身障害者にとっては、親の高齢化やレスパイトとしても必要な支援で切に願う課題です。一刻も早い対応をお願いします。

（回答）

- 在宅の重症心身障がい児者、とりわけ医療的ケアが必要な方への介護は、その介護者にとって精神的にも身体的にも大きな負担となっており、福祉型のみならず医療型短期入所も、こうした負担の軽減、いわゆるレスパイトとしてのニーズが大変高いものと認識しています。
- 現在、全ての二次医療圏域に、医療型短期入所事業所がありますが、増加する医療的ケアのニーズに対応するため、人工呼吸器の管理などの高度な医療的ケアの対応が可能な病院に対し府独自の補助を行う「医療型短期入所支援強化事業」を実施し、受入れ病院の拡充を進めているところです。
- 医療型短期入所事業所の拡充に向けた取組として、昨年度においては介護老人保健施設に対する働きかけを実施しました。現時点では具体的な事業所の開設には至っていないものの、本年度においても引き続き、関係団体等への働きかけを行っているところです。
- なお、医療型ショートステイに関しましては、令和7年9月に以下のホームページで「事業者情報」として公表しています。検索サイトで「大阪府 指定医療型短期入所 事業者一覧」と検索していただければ、ご確認いただけるかと思います。

【該当ホームページ】

[事業所情報一覧\(大阪府内にある障害者総合支援法による医療型短期入所・福祉型（強化）短期入所事業者の情報について掲載\)／大阪府（おおさかふ）ホームページ \[Osaka Prefectural Government\]](#)

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課（下線部について回答）

回 答

団体名（ 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会 ）

（要望項目）

4. 重症心身障害者(医療的ケアを含む)のグループホームが建築できる支援をお願いします。

昨年の回答にもありましたグループホームの施設整備費として実施いただいている様々な補助金は、区分6の障害者が対象となっているものの、身体障害者を対象にしたものではありません。重症心身障害者が暮らす施設を新築するには、知的障害者の施設に比べ車椅子での生活はより広い敷地が必要となるうえ、身体の状態では一般浴ではなく機械浴が必要な場合もあるなど現在の補助金での建設はとても難しく、施設が増えない要因の一つだと考えられます。

補助金の上限を重症心身障害者の生活にあった施設が建築できる基準まで引き上げて下さい。

（回答）

○ グループホームは、障がい者の地域における住まいの場として重要な役割を担っているものと認識しております。

○ 既設のグループホームにつきましては、府独自事業として、令和5年度より「大阪府重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金」を実施しており、重度障がい者の地域生活を支援するグループホーム及び短期入所事業所を拡充するため、事業者に対して、受入に必要な環境整備に係る費用を助成しております。対象となる重度障がい者は、障がい支援区分5以上の方であり、身体障がい者の方も対象としております。また、今年度は、障がい特性等のアセスメント及び関係機関との支援内容の協議等を行う事業所を対象としており、来年度以降、実績報告を基に府よりそのプロセスを市町村にも周知することで、障がい特性等に対応できるグループホーム等を拡充する予定です。

○ グループホームの施設整備費（新築）につきましては、「社会福祉施設等施設整備費補助金」として、国と府の補助額を合わせて共同生活住居（定員4人から10人あたり）33,000千円を上限とする補助があります。

この間接補助基準単価は、毎年見直されているものの、今後、より重度の障がい者が地域移行していくためにもグループホームの整備は急務であることから、補助基準額の増額や補助対象については、さまざまな場面を通じて国に要望しているところです。

○ 引き続き、重度の障がいがある方も地域で安心して生活を継続していただけるよう、地域の支援体制の整備に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 地域生活支援課

福祉部 障がい福祉室 生活基盤推進課

回 答

団体名（ 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会 ）

（要望項目）

5. 大阪府としてグループホームの家賃補助をお願いします。

障害者のグループホームの家賃は、種類や建物の所有者に関わらず同条件の近隣賃貸物件と同様に家賃設定されているため、利用者にとっては障害者年金だけでは生活が苦しい方もいます。利用者が事業者を支払っている家賃の相場は、関東地方がもっとも高く、次いで近畿地方が2番目です。もっとも高い関東地方では国からだけでなく自治体からの補助金の給付があり経済的に安心して暮らしていけるような支援がされています。

しかし、家賃が高い大阪では府独自の給付はなく昨今の物価高騰の中、障害者の暮らしは大変になっています。障害者の中にはおむつを使用している人も多くいますが、支給されるおむつでは足りず自費購入で補うなど、生活していくためには揃えなくてはならない日用品が数多くあります。そのため家賃補助はどうしても解決していただきたい問題です。

（回答）

○ グループホームを利用している障がい者に対する家賃助成については、地域生活への移行を促進し、障がい者が安心して暮らせる「住まいの場」を確保する観点から、障害者総合支援法の前身となる障害者自立支援法の平成 22 年改正において規定され、平成 23 年 10 月から実施されているところです。これは、市町村が行う自立支援給付の特定障害者特別給付費として位置付けられております。

この特定障害者特別給付費の額については、法施行令において、「厚生労働大臣は、（中略）居住に要する費用の状況その他の事情が著しく変動したときは、速やかにこれを改定しなければならない」と規定されております。

このため、大阪府においては、全国一律の制度であり、額の改定については国の責務であることから、近畿府県をはじめとする他の都道府県と連携して、グループホーム入居者の家賃助成の上限額について、利用者の実態や家賃等の地域の実情を十分に考慮し増額するよう、国に要望しているところです。引き続き、他自治体と連携しながら、国に強く働きかけて参ります。

（回答部局課名）

福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課

回 答

団体名 （ 大阪府肢体不自由児者父母の会連合会 ）

（要望項目）

6. 支援学級を運営している市や学校に十分な支援員の加配ができるよう府の教育庁より対応をお願いします。

豊中市の会員より、一定数の教育人員は加配されているらしいが、現場では足りていないので増員の要望が出ています。また、支援教育コーディネーターと十分な相談ができるような体制の構築をお願いしたいとの要望も出ていて各市へは各々要望していますが、なかなか進まないとのこと。府から各市への対応をお願いいたします。

（回答）

○ 平成 19 年度から、国において、介助員を含めた特別支援教育支援員の配置について、市町村に対し、地方交付税による財政措置がなされています。多くの市町村においてそれらを活用し、特別支援教育支援員を配置しています。

○ 今後とも、府教育庁としては、市町村教育委員会と協力しながら、小・中学校における校内支援体制の整備を図るとともに、特別支援教育支援員を配置する市町村への支援にあたり、必要となる財源を確保するよう、国に対しては引き続き要望してまいります。

（回答部局課名）

教育庁 教育振興室 支援教育課